



## インボイス制度 周知・広報推進宣言式を開催

税務協力6団体で税務署長に宣言書を手渡しました。

## 確定申告などの指導は完全予約制です

事務所での3密回避、待ち時間短縮のため、申告会での確定申告指導や年末調整指導等は全て予約制となっています。ご理解とご協力をお願い致します。

予約の方法は、下記の3通りです。 ※受付開始日は次ページをご参照ください。

### ①パソコンやスマホから、ご希望の日時を申込

《ホームページから24時間予約申し込みOK》



### ②電話 (045-442-7201) で、ご希望の日時を申込

《予約受付：午前9時～12時・午後1時～5時 土・日・祝日・年末年始を除く》

### ③申告会事務所へご来所いただき、ご希望の日時を申込

## 令和4年中に土地や建物等の売却をされた方へ

確定申告期間中に税務署の申告書作成会場でご相談のうえ「譲渡所得の内訳書」を作成してください。

### 『譲渡所得の内訳書』を作成した方

『譲渡所得の内訳書』が作成済みなので、他の所得と合わせて申告会で申告書を提出することができます。

### 『譲渡所得の内訳書』の作成がまだの方

譲渡所得以外の部分の指導はできますが、「譲渡所得の内訳書」については税務署の作成会場でご相談ください。(譲渡所得以外の所得と合算して申告します。)



一般社団法人  
保土ヶ谷青色申告会  
〒240-0044  
保土ヶ谷区仏向町154-2  
ゴトービル2F  
TEL 045-442-7201  
FAX 045-442-7251  
発行人 平井 武男  
編集 広報委員会

来所の際は必ず会員証をご提示ください。

**【確定申告】納期限：所得税3月15日(水)まで / 消費税3月31日(金)まで**

| 所得税 指導会日程         | 予約開始日時       |
|-------------------|--------------|
| 1月 4日(水)～2月28日(火) | 12月1日(木) 9時～ |
| 3月 1日(水)～3月15日(水) | 2月1日(水) 9時～  |
| 消費税 指導会日程         | 予約開始日時       |
| 3月16日(木)～3月31日(金) | 12月1日(木) 9時～ |

- コロナの影響等で申告期限が延長されても、申告会の指導期間は上記の通りとなります。  
 ○特に3月は混雑し、予約が取れない可能性があります。1月4日から申告書の提出が出来ますので、1月、2月中の早期提出に御協力をお願い致します。 ※土・日・祝日は除く

**各自の予約日時**

予約日時を記入してご利用ください

**令和5年 月 日 ( ) 午前・午後 時**

開始10分前までにお越しください

**注意事項**

- ・会員1名につき1日1回50分の完全予約になります。複数日・複数回の予約は出来ません。
- ・会員が複数名の場合、会員ごとに予約をお願いします。
- ・予約のない方の指導は出来ません。必ず事前予約をお願いします。
- ・ネットの予約受付は、前日の午後3時までとなります。
- ・ネット予約受付終了後の予約の変更、キャンセルは電話のみ受け付けます。
- ・予約枠に空きがある場合のみ当日予約を受け付けます。
- ・予約状況により、ご希望の日時に予約が取れないこともあります。職員の指名は出来ません。
- ・50分で指導が終了しなくても時間延長はありません。指導終了後に次回の予約をすることができますが、申告期限間近は予約が取れない場合があります。
- ・事務所は午前8時45分頃(準備出来次第)開場します。開場前は入室できません。
- ・予約時間の15分前から入室できます。受付で会員証をご提示ください。
- ・遅刻や忘れ物にご注意ください！遅刻により予約時間に遅れた場合や忘れ物があっても指導時間の延長は出来ません。遅れた分だけ指導時間が短くなります。
- ・予約時間に来所されず、連絡もない時は、予約を無効とする場合もあります。
- ・37.5度以上の発熱や咳のある方、濃厚接触者、コロナ感染が疑われる方の来所はご遠慮ください。

**確定申告に関する質問・相談・確認は年内中にお願ひします。**

申告時のご相談は、問い合わせや確認に時間が掛かったり、資料が不足して確認ができなかったり、1回で申告が終了せず、後日再来所していただくことが多くあります。

申告期でなくても申告会は指導を行っています。申告をスムーズに行うために確定申告で聞きたいこと、確認したいことは年内の指導にお越し下さいますようお願い致します。

特に下記のような場合は年内中にご相談ください。

- 減価償却費の計算がしたい。(10万円以上の車両等の購入・買い替え 建物修繕など)
- 減価償却している車両を売却した。
- インボイス制度について知りたい。
- 65万円(55万円)の控除が受けたい。
- 会計ソフトで入力が進んでいない。
- 試算表が合わない。
- 株式の取引・配当の申告をしたい。
- 住宅ローン控除を受けたい。
- 医療費控除について聞きたい。
- 寄附金控除を受けたい。
- 前回の申告で時間が掛かった方、または1回の指導で終わらず、2・3回来所された方

税制改正の詳細については国税庁ホームページをご確認ください。

# 【年末調整(源泉税)】納期限：1月20日(金)まで 必ず期限内に手続きしてください！

専従者・従業員等に給与を支払っている事業主は年末調整を行い、納税額が0円でも納付書の提出が必要です。区役所などへ給与支払報告書を1月20日までに提出してください。

| 年末調整 指導会日程          | 予約開始日時       |
|---------------------|--------------|
| 12月19日(月)～12月27日(火) | 現在 予約受付中     |
| 1月 4日(水)～ 1月20日(金)  | 12月1日(木) 9時～ |

○1月20日(金)までは年末調整(給与源泉)の指導が優先となりますが、確定申告の指導も出来ます。  
また1月23日(月)以降、年末調整の指導は出来ません。 ※土・日・祝日は除く

|                                              |                                     |
|----------------------------------------------|-------------------------------------|
| お持ちいただくもの(個人番号など分かるところは記入してください。)            | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ①会員証                                         | <input type="checkbox"/>            |
| ②源泉徴収簿(支払日・支給額・算出税額等記入してください。)               | <input type="checkbox"/>            |
| ③税務署から送付された納付書と前期分(1月～6月)の納付書控               | <input type="checkbox"/>            |
| ④横浜市特別徴収センターまたは市区町村より送付された給与支払報告書(横浜市はピンクの紙) | <input type="checkbox"/>            |
| ⑤扶養控除申告書(扶養家族の給与や年金の収入等が分かるものをお持ちください。)      | <input type="checkbox"/>            |
| ⑥生命保険料、地震保険料、小規模共済、国民年金などの控除証明書              | <input type="checkbox"/>            |
| ⑦国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等支払金額の確認できるもの          | <input type="checkbox"/>            |

|     |                                                                                                                 |                                                                                              |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 記入例 | 事業主 和田 太郎 専従者 和田 花子(S50. 5. 5)扶養親族0人<br>給 与 1月～12月 毎月20日 10万円 源泉税 月額720円<br>賞 与 6月20日、 12月20日 各10万円 源泉税 各4,084円 | 控 除 生命保険(一般・旧契約) 年額10万円、控除額5万円<br>生命保険(介護/医療) 年額3万円、控除額2.5万円<br>生命保険(個人年金・新契約) 年額10万円、控除額4万円 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|

令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

保土ヶ谷 和田 太郎 和 田 花子

12月19日(月)～12月27日(火)

1月 4日(水)～ 1月20日(金)

12月1日(木) 9時～

令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

保土ヶ谷 和田 太郎 和 田 花子

12月19日(月)～12月27日(火)

1月 4日(水)～ 1月20日(金)

12月1日(木) 9時～

令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

保土ヶ谷 和田 太郎 和 田 花子

12月19日(月)～12月27日(火)

1月 4日(水)～ 1月20日(金)

12月1日(木) 9時～

令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

保土ヶ谷 和田 太郎 和 田 花子

12月19日(月)～12月27日(火)

1月 4日(水)～ 1月20日(金)

12月1日(木) 9時～

令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

保土ヶ谷 和田 太郎 和 田 花子

12月19日(月)～12月27日(火)

1月 4日(水)～ 1月20日(金)

12月1日(木) 9時～

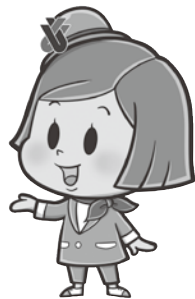
令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

保土ヶ谷 和田 太郎 和 田 花子

12月19日(月)～12月27日(火)

1月 4日(水)～ 1月20日(金)

12月1日(木) 9時～





# インボイス制度説明会のご案内

説明会の講師は保土ヶ谷税務署担当官です

消費税のインボイス制度が開始されますが、令和5年10月から「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続期限は令和5年3月31日までとなります。

申告期間中(1～3月)は申告会ではインボイスの説明が出来ませんので、説明会へ参加して疑問を解消しましょう!当会では「適格請求書発行事業者の登録申請書」の書き方の説明は出来ませんが、ご自身でご送付願います。

参加を希望される方は事前に申告会へ電話にてご予約ください。定員になり次第締め切ります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止する場合があります。

| インボイス制度と登録申請の説明会                   | 開催場所       | 定員        |
|------------------------------------|------------|-----------|
| ① 12月19日(月) 10時00分～11時30分(免税事業者対象) | 申告会<br>事務所 | 各回<br>10名 |
| ② 12月22日(木) 10時00分～11時30分(免税事業者対象) |            |           |
| ③ 12月19日(月) 13時30分～15時20分(課税事業者対象) |            |           |
| ④ 12月22日(木) 13時30分～15時20分(課税事業者対象) |            |           |

①～④の説明会ではスマートフォン及びマイナンバーカードをご持参すれば、その場でe-Taxによる登録申請が出来ます!なお、その際はマイナンバーカードの暗証番号が必要となります。また、e-Taxを利用されたことがある方は利用者識別番号と暗証番号も必要となります。

説明会はマイナンバーカード等をお持ちでない方もご参加頂けます!



9/12～14、10/3～4にインボイス説明会が開催され、多くの方がご参加し、インボイス制度の理解を深めました。

## 各種補助金のお知らせ

インボイス制度への対応などに係る補助金として、以下の補助金があります。

### 〇IT導入補助金

会計ソフトや受発注システム等の導入に対する補助金です。

### 〇小規模事業者持続化補助金

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受ける場合の環境変化への対応を支援する目的で、インボイス枠(特別枠)が設けられています。

それぞれの補助金について、詳しくはリーフレット及び右記の補助金事務局ホームページ等をご参照ください。

IT導入補助金  
リーフレット



IT導入補助金  
事務局ホームページ



小規模事業者  
持続化補助金  
リーフレット



(商工会地区)※  
小規模事業者持続化  
補助金事務局  
ホームページ



(商工会議所地区)  
小規模事業者持続化  
補助金事務局  
ホームページ



※ 「商工会地区」については、お問合せ先は所在地によって異なるため、上記事務局ホームページをご参照ください。

十二月七日の午後は事務所を閉所します。

## インボイス制度説明会で質問の多い事項

**問1** インボイス発行事業者として登録が必要か否か、どのように判断すれば良いですか。

**【答】** 売上先(取引先)がどういった方であるかが、判断のポイントになるかと思います。具体的には、売上先が一般の消費者であれば、インボイス発行事業者として登録する必要性は低いと思います。また、たとえ売上先が事業者の方であっても、売上先が消費税免税事業者や簡易課税制度の適用を受けている事業者であれば、インボイスを必要としないため、登録をしなくても支障がない場合があります。そのため、売上先が事業者の方である場合には、売上先にインボイスを必要とするか確認の上、登録の判断をされるのが良いかと思います。

**問2** インボイス発行事業者として登録後に登録を取りやめることはできますか。

**【答】** 「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書(以下「登録取消届出書」)」を提出することにより、取りやめることが可能です。

登録取消届出書は、随時、提出可能ですが、提出日より登録の効力が失われるタイミングが異なり、個人事業者の場合は以下のとおりとなります。

1月1日～12月1日に提出した場合 → 翌課税期間の初日に効力を失う

12月2日～12月31日に提出した場合 → 翌々課税期間の初日に効力を失う

**問3** インボイス発行事業者として登録後、簡易課税で消費税の申告をしたいのですが、いつまでに届出書を提出する必要がありますか。

**【答】** インボイス制度の開始当初(令和5年10月1日)から簡易課税で申告をする場合、届出書の提出期限は、以下のとおりとなります。

課税事業者の方 → 令和4年12月31日

免税事業者の方(インボイス発行事業者の登録に伴って、課税事業者となる方)  
→ 令和5年12月31日

### 保土ヶ谷女性部研修のお食事も 梅の花 9月8日(木) 山口マキ子

女性部研修会が横浜駅東口スカイビル29階、梅の花で開催されました。暖簾を一步くぐると、素敵な雰囲気の間が広がりビルの中である事を忘れる程でした。

副部会長の挨拶、職員さんからインボイス制度をクイズ形式に説明をして頂きました。食事は会席、豆腐料理、湯葉料理、少しづつなのにお腹が一杯になってきました。

お品書きに「飛龍頭煮きのこあん掛け」という料理が運ばれてきました。何て読むのかしら「ひ」かしら「とび」かしら「ひりょうず」と読めるかな?横から「ひりょうずよ、がんもどきの事」と声をかけてくれました。フムフム、面白い、グーグルで調べたら語源はポルトガル語の「filhos」フィリョース、小麦と卵を混ぜ油で揚げたお菓子、一方がんもどきは江戸の精進料理もとはコンニャク、味が雁の肉と似ているので、雁もどき、それが豆腐に変わり部分的に製法が似ているので、フィリョースがひりょうずとなり、字は当て字のようですね!面白いですね!日本語。

私達のテーブルはコロナ禍ですので、マスクをしながら右に左にと話はつきず、食事の時はマスクを外しと忙しく、でも楽しい一時でした。やっぱり会う、対面、大事ですね。しばらくぶりに会う顔、お元気ですかと、声のなか、皆様の顔色が、声が、弾んでいるように感じました。ありがとうございます。また参加したいな、そんな研修会でした。



会員増強にご協力をお願いします！開業された方やご入会されていない個人事業主の方をご紹介します。

| 決算書を作成する前にチェックしてください！ |                                                                                                    | <input checked="" type="checkbox"/> |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 売上                    | 実際に代金を受け取ってなくても、年内に金額が確定しているので <b>売上</b> に計上している。<br>(所得税が源泉徴収される前の金額で売上計上。)                       | <input type="checkbox"/>            |
|                       | 飲食業などで商品を事業主が食べたり、事業で使った場合には <b>家事消費</b> を計上している。<br>(通常販売価格の70%又は仕入金額のいずれか多い金額。)                  | <input type="checkbox"/>            |
|                       | 事業復活支援金、感染症拡大防止協力金などのコロナ関連の給付金を <b>雑収入</b> に計上している。<br>(コロナ関連の給付金は消費税の課税区分が不課税です。)                 | <input type="checkbox"/>            |
|                       | 契約等で年内に受け取ることになっている未収の家賃も <b>賃貸料</b> に計上している。                                                      | <input type="checkbox"/>            |
|                       | 預かり敷金のうち、入居者退去などで返還不要となった部分を <b>その他収入</b> に計上している。                                                 | <input type="checkbox"/>            |
| 仕入                    | 納品を受けているものは代金が未払いでも <b>仕入</b> に計上している。                                                             | <input type="checkbox"/>            |
|                       | 12月31日に売れ残っている商品などを数え、 <b>棚卸表</b> (数量×最終仕入原価)を作成している。                                              | <input type="checkbox"/>            |
| 経費                    | 個人事業税や税込経理の場合の消費税を <b>租税公課</b> にしている。<br>(所得税・住民税・健康保険料・罰金などは経費になりません。)                            | <input type="checkbox"/>            |
|                       | 固定資産税・水道光熱費・通信費・車両関係費などの <b>家事関連費</b> を <b>按分</b> している。<br>(事業でも家計でも使っている場合、家計分を合理的に算出し、経費から除きます。) | <input type="checkbox"/>            |
|                       | 車などのローンの分割手数料や支払利息を <b>利子割引料</b> としている。<br>(元本部分の支払は経費に計上できませんが、取得価額を減価償却費で経費計上します。)               | <input type="checkbox"/>            |
|                       | <b>10万円以上</b> の車両や備品などを <b>減価償却</b> している。<br>(10万円以上の買い物をされた方は年内に申告会で指導を受けて下さい。)                   | <input type="checkbox"/>            |
|                       | 修繕のうち資産価値を高める改修工事等を <b>減価償却</b> している。<br>(使用可能期間が延長する改修工事等は経費にできません。年内に申告会で指導を受けて下さい。)             | <input type="checkbox"/>            |
|                       | <b>損害保険料</b> のうち保険期間1年を超える火災・地震保険料などは月割り計算している。<br>(2年や3年の火災保険料でも月割り計算して損害保険料に計上します。)              | <input type="checkbox"/>            |
|                       | <b>専従者給与</b> は届出書に記載の範囲内で実際に支払った金額を経費計上している。                                                       | <input type="checkbox"/>            |
| 他                     | <b>現金・普通預金・売掛金・買掛金・未払金</b> の帳簿残高が通帳や請求書等と合っている。                                                    | <input type="checkbox"/>            |

\*分からないことは年内に申告会へお問合わせください。

## 計 報

謹んでご冥福をお祈りいたします。

令和四年

甲楽城 俊太(事業主) 運送業

倉本 みどり(配偶者) 不動産貸付 二月十三日 四十一才 保土ヶ谷区

森川 和明(事業主) 陶磁器小売業 二月十七日 七十五才 旭区

内田 敏夫(事業主) 不動産貸付 六月十二日 八十六才 旭区

高橋 澄夫(事業主) 不動産貸付 七月六日 六十八才 瀬谷区

中山 万里子(事業主) 不動産貸付 七月十四日 七十五才 旭区

館野 忠(事業主) 不動産貸付 八月三日 九十才 旭区

飯野 進(事業主) 豊業 八月十六日 八十四才 旭区

九月四日 九十才 旭区

☆事業主・配偶者・専従者が亡くなられた時に  
会より弔慰金が給付されます。お近くの班長  
または事務局まで早急にご連絡ください。

## 年末年始 休みの お知らせ

12月28日(水)～1月3日(火)まで  
事務所はお休みします。  
1月4日(水)より通常営業。

## お知らせください！

転居や廃業をされた方、変更のある方は事務局までご連絡ください。税務署への届出も事務局で手続きができます。退会をご希望の方は退会届をご提出いただかないと会費が掛かります。

指導受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時  
業務終了 午後5時 ※土・日・祝日は休み